証券ｺｰﾄﾞ 5108
2016年３月24日

株　主　各　位

東京都中央区京橋三丁目１番１号
株式会社ブリヂストン
取締役
代表執行役 CEO 津 谷 正 明
兼 取締役会長

第97回定時株主総会決議ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、本日開催の当社第97回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

報 告 事 項　**1.第97期(2015年１月１日から2015年12月31日まで)事業報告の内容、 連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件**

2.第97期(2015年１月１日から2015年12月31日まで)計算書類の内容報告の件

本件は、上記各事項の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

本議案は、原案どおり承認可決されました。
期末配当金は、１株につき70円です。

第２号議案　定款一部変更の件

本議案は、原案どおり承認可決されました。
変更内容は、後記のとおりであります。

第３号議案　取締役11名選任の件

本議案は、原案どおり承認可決されました。
津谷正明、西海和久、増永幹夫、戸上賢一、橘・フクシマ・咲江、デイヴィス・スコット (Scott Trevor Davis)、翁百合、増田健一、山本謙三、照井恵光、佐々誠一の各氏が選任されそれぞれ就任しました。

第４号議案　取締役賞与支給の件

本議案は、原案どおり承認可決されました。
第97期末の社外取締役を除く取締役３名に対し、取締役賞与総額10,650万円を支給することにつき承認されました。

以　上

配当金のお支払いについて

第97期期末配当金は、2016年３月25日(金)から同封の「期末配当金領収証」により最寄りのゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）でお支払いいたしますので、2016年５月６日(金)までにお受け取りください。

なお、配当金振込先をご指定の株主様には、同封の「配当金のお振込先について」「配当金計算書」を送付いたしましたので、ご確認ください。

ゆうちょ銀行口座での配当金お受取りについて

配当金の振込先として、銀行口座に加えて、ゆうちょ銀行の貯金口座もご指定いただけます。お取引の証券会社等へお申し出ください。

上場株式等の配当等に係る軽減税率の廃止について

2014年１月１日から上場株式等の配当等に係る10％軽減税率(所得税７％､住民税３％) は廃止され、本来の税率である20% (所得税15%､住民税５％) となりました。

また、「復興財源確保法」(略称) の施行により、2013年１月１日から2037年12月31日までの間は、その所得税額に対して2.1％が復興特別所得税として追加課税されております。

【個人株主様への配当金に対する源泉徴収税率】

○2014年１月１日～2037年12月31日
　税率20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％、住民税５％）

○2038年１月１日～
　税率20％（所得税15％、住民税５％）
　※詳細につきましては、所轄税務署にご確認ください。

株式のお手続きでご不明な点がありましたら、下記迄お問い合わせください。

株主名簿管理人
特別口座管理機関
(お問い合わせ先)

〒168-0063
東京都杉並区和泉二丁目８番４号
三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
電話 0120－782－031 (フリーダイヤル)
(受付時間　土日祝日を除く９時～17時)

以　上

定款一部変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

変　更　前	変　更　後
第１条～第３条（条文省略）	第１条～第３条（変更なし）
（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）指名委員会、監査委員会および報酬委員会 （３）執行役 （４）会計監査人
第５条～第20条（条文省略）	第５条～第20条（変更なし）
（代表取締役、取締役会長、CEOおよびCOO） 第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ２　当会社は、取締役会の決議により、取締役会長を選定することができる。 ３　当会社は、取締役会の決議により、当会社の業務執行統括の任に当たるべき取締役として、CEOおよびCOOを選定することができる。	（取締役会長） 第21条（第１項削除） 当会社は、取締役会の決議により、取締役会長を選定することができる。 （第３項削除）
第22条（条文省略）	第22条（変更なし）
（取締役会の招集手続） 第23条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集手続） 第23条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第24条～第25条（条文省略）	第24条～第25条（変更なし）

変　更　前	変　更　後
（取締役の報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（取締役の責任免除） 第27条（条文省略） 2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（取締役の責任免除） 第26条（変更なし） 2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
（新設）	第５章　指名委員会等
（新設）	（各委員の選定方法） 第27条　当会社の指名委員会、監査委員会および報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。
（新設）	（各委員会規程） 第28条　各委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める各委員会規程による。
（新設）	第６章　執行役
（新設）	（執行役の選任） 第29条　当会社の執行役は、取締役会の決議により選任する。

変　更　前	変　更　後
(新設)	(執行役の任期) 第30条　執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。
(新設)	(代表執行役、CEOおよびCOO等) 第31条　取締役会は、その決議によって代表執行役を選定する。 2　当会社は、取締役会の決議により、当会社の業務執行統括の任に当たるべき執行役として、CEOおよびCOOを選定することができる。 3　前項に定めるほか、当会社は、取締役会の決議により、役付の執行役を選定することができる。
(新設)	(執行役の責任免除) 第32条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、執行役（執行役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。
(新設)	(執行役規程) 第33条　執行役に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役規程による。

変　更　前	変　更　後
第5章　執行役員	第7章　執行役員
（執行役員） 第28条　当会社は、第21条第3項に基づいて選定されるCEOおよびCOOのほか、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。取締役会は、執行役員を取締役または従業員の中から選任し、取締役会の決定した業務の執行を行わせ、これに専務、常務その他の役位を付与することができる。	（執行役員） 第34条　当会社は、執行役の下で業務執行を担当する責務を有する者として、執行役員（役付の執行役員を含む。）を置くことができる。
第6章　監査役および監査役会	（削除）
（監査役の定員および選任） 第29条　当会社の監査役は、6名以内とし、株主総会において選任する。 2　前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役の任期） 第30条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第31条　監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。	（削除）

変　更　前	変　更　後
（監査役会の招集手続） 第32条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
（監査役会規程） 第33条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
（監査役の報酬等） 第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第35条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（削除）

変　更　前	変　更　後
第7章　計算	第8章　計算
第36条～第39条（条文省略）	第35条～第38条（変更なし）
（新設）	附則
（新設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） 第1条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第97回定時株主総会終結前までに在任していた監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。

以　上

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022915
www.fsc.org

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。